Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

１．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（１）児童手当の抜本的拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

○　児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付[8]とするとともに、支給期間について高校生年代[9]まで延長する[10]。

児童手当の多子加算については、こども３人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども３人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第３子以降３万円とする[11]。

これら、児童手当の抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、2024 年 10 月から実施する。その際、児童手当の支払月を年３回から、隔月（偶数月）の年６回とする法改正を併せて行い、拡充後の初回の支給を 2024 年 12 月とする。

（２）出産等の経済的負担の軽減

～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

○　これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から２歳までの支援を強化する。令和４年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10 万円）について、2024 年度も継続して実施するとともに、2025 年度から子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の新たな給付として制度化することとし、所要の法案を次期通常国会に提出する。くわえて、この新たな給付に伴走型相談支援と組み合わせて実施することを推進し、妊娠期からの切れ目ない支援を着実に実施する。

○　本年４月からの出産育児一時金の大幅な引上げ（42 万円→50 万円）及び低所得の

---

[8] 現在は、主たる生計者の年収 960 万円以上、年収 1,200 万円未満の場合、月額 5,000 円の支給となり、年収 1,200 万円以上の場合、支給対象外となっている(※)。これらを改め、主たる生計者の年収 960 万円以上の場合についても、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額 15,000 円とし、3歳から高校生については月額 10,000 円とする。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とする。

(※)こども2人と年収 103 万円以下の配偶者の場合

[9] 18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある者。

[10] その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する。

[11] 多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22 歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。

妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するなど、妊婦の経済的負担の軽減を推進するとともに、出産費用の見える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。出産費用の見える化については、本年夏にかけて有識者による検討において公表項目等の整理を行ったところであり、今後、医療機関等の協力を得て、必要な情報の収集やウェブサイトの立ち上げを行う。その上でこれらの効果等の検証を行い、2026 年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。あわせて、無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整備に向けた支援の在り方を検討する。

（３）医療費等の負担軽減 ～地方自治体の取組への支援～

○　おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。あわせて、適正な抗菌薬使用などを含め、こどもにとってより良い医療の在り方について、社会保障審議会医療保険部会などにおける意見も踏まえつつ検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

（４）高等教育費の負担軽減

～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版 HECS)」の創設～

○　教育費の負担が理想のこども数を持てない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。

○　まず、貸与型奨学金について、奨学金の返済が負担となって、結婚・出産・子育てをためらわないよう、減額返還制度を利用可能な年収上限について、325 万円から 400 万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、こども２人世帯については 500 万円以下まで、こども３人以上世帯について 600 万円以下まで更に引き上げる。また、所得連動方式を利用している者について、返還額の算定のための所得計算においてこども１人につき 33 万円の所得控除を上乗せする。

○　授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024 年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約 600 万円）に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこどもの数を持てない状況を払拭するため、2025 年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置を講ずる。その際、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図る。